解体業変更届出書

年　　　月　　　日

佐賀県知事　　　　　　　様

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年　　 月　　 日付け第　　　　 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第６３条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の理由 |  | |

備考 １ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

事務に関しお預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

**誓 約 書**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６１条第２項の規定に基づき、同法第６２条第１項第２号イからヌまで（下記「欠格要件」）のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

佐賀県知事　　　　　　　　様

（申請者）住所

氏名

解体業許可申請者の欠格要件【使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第１項第２号】

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条の３第７項及び第32条11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第14条の３の２（廃棄物処理法第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの